

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年10月10日

秋田県監査委員	今	川	雄	策
秋田県監査委員	三	浦	英	一
秋田県監査委員	嶋			貢
秋田県監査委員	半	田	直	樹

令和5年度

行政監査の結果に関する報告書

「指定管理者に貸付している重要物品の
管理及び活用について」

令和5年10月

秋田県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) 監査の目的	1
(3) 監査対象年度及び監査対象課所	1
2 監査の着眼点	2
(1) 管理について	2
(2) 活用について	2
3 監査の実施方法	2
第2 監査の結果	3
1 要望事項	3
(1) 管理について	3
(2) 活用について	3
2 監査対象課所別監査結果	4
(1) 次世代・女性活躍支援課	4
(2) 観光戦略課	4
(3) 文化振興課	5
(4) スポーツ振興課	5
(5) 障害福祉課	6
(6) 健康づくり推進課	6
(7) 環境整備課	6
(8) 自然保護課	7
(9) 森林整備課	7
(10) 地域産業振興課	7
(11) 生涯学習課	8

令和5年度行政監査報告書

第1 監査の概要

本監査においては、秋田県監査基準（令和2年3月24日秋田県監査委員告示第1号）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の対象

(1) 監査のテーマ

指定管理者に貸付している重要物品*の管理及び活用について

※ 秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号）第344条第3項に規定される取得価格の単価が300万円以上の物品

(2) 監査の目的

指定管理者が管理する公の施設における重要物品については、県が直接行う場合と同様に適正に管理され、その取得目的に応じて効率的・効果的に使用されることが求められる。

しかしながら、平成29年度及び令和元年度に行われた包括外部監査では、指定管理者が管理する公の施設において、重要物品を含めた物品の管理に不備があったことが報告されているほか、定期監査では、利用日数が少ないなど十分に利用されていない重要物品があることを確認している。

こうした状況を踏まえ、指定管理者に貸付している重要物品を対象として、その管理及び活用の状況について監査を実施し、今後の適正な管理と効率的・効果的な使用に一層資することを目的とする。

(3) 監査対象年度及び監査対象課所

ア 監査対象年度 令和4年度

イ 監査対象課所 指定管理者に重要物品を貸付している本庁の次の11課所

- ・次世代・女性活躍支援課
- ・観光戦略課
- ・文化振興課
- ・スポーツ振興課
- ・障害福祉課
- ・健康づくり推進課
- ・環境整備課
- ・自然保護課
- ・森林整備課
- ・地域産業振興課
- ・生涯学習課

2 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

(1) 管理について

- ア 所管課所と指定管理者の2者間において、定期的に重要物品の状態や利用の実績などを確認する体制を構築しているか。
- イ 所管課所と指定管理者の2者間において、重要物品の利用促進に向けた取組を検討し、実施しているか。
- ウ 管理上必要とされる法令に基づく定期点検や検定等について、その実施責任の所在を協定や契約等で明らかにし、実施しているか。
- エ 備品原簿の登録や物品無償貸付契約書等の記載は適切に行われているか。

(2) 活用について

- ア 所管課所において、利用が芳しくない重要物品や使用に耐えない重要物品等の所管換や処分を検討しているか。
- イ 所管課所において、処分しようとする場合、売却を検討しているか。

3 監査の実施方法

関係資料の提出を求め、関係人の説明を聴取し、帳簿その他の関係書類を調査する等の方法により実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、適正に行われているものと認められた。

また、監査対象課所別の監査結果については、「2 監査対象課所別監査結果」のとおりである。

1 要望事項

今回の行政監査を踏まえ、次のとおり要望する。

(1) 管理について

重要物品の管理については、所管課は、指定管理者から重要物品の状態や利用実績等について定期的に報告を受け、年1回程度、現物確認を実施しているほか、取得及び更新等の都度、貸付物品の備品原簿等への登録を行うなど、おおむね適正に行われていた。

その一方で、備品原簿等に登録されているにもかかわらず、現物がなく、本来行うべき返納等の手続が行われていない事例や、物品無償貸付契約の締結及び変更契約を失念している事例も一部に見受けられた。

このため、所管課は、年1回以上定期的に備品原簿等と現物の照合を確実に行うとともに、重要物品の貸付手続の際には複数職員による確認を徹底するなど、適正な管理に努められたい。

(2) 活用について

重要物品の活用については、老朽化により使用に耐えなくなった重要物品について、後継機の導入とともに、既存の重要物品について所管換や売却による処分の検討が行われている事例があった。

その一方で、老朽化による故障後、修繕が困難なため利用停止の状態が続いているもの、取得価格が1億円を超えるにもかかわらず、利用者ニーズの変化及びコンテンツの陳腐化等により近年利用実績がないものがあるなど、有効活用についての十分な検討がなされているとは言い難い事例も見受けられた。

このため、所管課は、利用実績がない、あるいは極端に少ない重要物品については、利活用の方法を改めて検討するとともに、検討の結果、利活用が見込めない場合には、所管換や売却処分等により有効活用を図るよう検討されたい。

2 監査対象課所別監査結果

(1) 次世代・女性活躍支援課

監査実施年月日 令和5年8月25日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	主な重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県児童会館	10	79,515,990	舞台どん帳、天体投影機、建築模型、ファミリーロボットなど
特定非営利活動法人あきた子どもネット			

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(2) 観光戦略課

監査実施年月日 令和5年8月30日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	主な重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県ふるさと村	19	818,632,696	映写装置、大型遊具、スパーシア観客席、トリックアートなど
株式会社秋田ふるさと村			
秋田県立男鹿水族館	3	36,790,000	入退場管理システム、ミュージアムショップ什器、石製彫刻
株式会社男鹿水族館			
秋田県田沢湖スキー場	5	164,395,500	除雪ドーザ、雪上車など
田沢湖高原リフト株式会社			
秋田県営秋の宮山荘	1	3,419,600	格納ベット
秋の宮山荘SA運営共同事業体			
秋田県営十和田観光宿泊センター	1	12,082,875	小型ロータリー除雪車
十和田ホテル株式会社			

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(3) 文化振興課

監査実施年月日 令和5年8月30日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設 重要物品の貸付先(指定管理者)	重要物品数	取得価格(円)	主な重要物品
秋田県総合生活文化会館 厚生ビル管理株式会社	9	99,137,810	ピアノ、パイプオルガン、オルゴール、時計・休憩・喫煙表示装置など
あきた芸術劇場 あきた芸術劇場AAS共同事業体	12	88,102,610	ピアノ、どん帳、仮設花道、移動式ステージなど

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(4) スポーツ振興課

監査実施年月日 令和5年8月30日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設 重要物品の貸付先(指定管理者)	重要物品数	取得価格(円)	主な重要物品
秋田県立体育館 一般財団法人秋田県総合公社	13	82,035,120	バスケットゴール、床運動用フロア、着地マット、新体操マットなど
秋田県立総合プール 一般財団法人秋田県総合公社	13	169,498,905	コインロッカー、入退場管理システム、水球用移動型表示盤、競泳計測システムなど
秋田県立スケート場 一般財団法人秋田県総合公社	3	32,844,580	除雪ドーザ、ザンボニー氷面削整機
秋田県立田沢湖スポーツセンター 田沢湖高原リフト株式会社	1	4,494,000	スキー競技用計時装置
秋田県立野球場 一般財団法人秋田県総合公社	2	15,499,840	ロータリー除雪車、スポーツトラクタ

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(5) 障害福祉課

監査実施年月日 令和5年8月28日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県点字図書館	1	29,521,860	移動式書庫
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団			

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(6) 健康づくり推進課

監査実施年月日 令和5年8月28日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	主な重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県総合保健センター	45	1,291,332,050	乳房X線撮影装置、胃部X線撮影装置、胃部内視鏡検査装置、胃部検診車など
公益財団法人秋田県総合保健事業団			
秋田県健康増進交流センター	7	56,812,500	フロント会計機、マイクロバス、ロータリー除雪車など
河辺地域振興株式会社			

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(7) 環境整備課

監査実施年月日 令和5年8月23日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	主な重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県環境保全センター	18	228,137,030	凍結防止剤散布装置、攪拌ポンプ、2tトラック、タイヤローダなど
一般財団法人秋田県総合公社			

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(8) 自然保護課

監査実施年月日 令和5年8月23日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県営素波里ふるさと自然公園センター 藤里町	1	3,560,400	地学模型
秋田県立総合射撃場(狩猟技術訓練施設) 一般財団法人秋田県総合公社	1	3,456,000	路面清掃車

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(9) 森林整備課

監査実施年月日 令和5年8月31日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県森林学習交流館 株式会社サンアメニティ秋田支社	4	23,522,600	ビデオプロジェクター、模型、宇宙船型映像装置、乗合自動車

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(10) 地域産業振興課

監査実施年月日 令和5年9月1日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設	重要物品数	取得価格(円)	重要物品
重要物品の貸付先(指定管理者)			
秋田県産業振興プラザ 公益財団法人あきた企業活性化センター	2	55,491,900	情報ネットワークシステム基幹回線

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。

(11) 生涯学習課

監査実施年月日 令和5年8月29日

監査委員 今川雄策 三浦英一 嶋貢 半田直樹

ア 監査対象事項

所管する公の施設 重要物品の貸付先(指定管理者)	重要物品数	取得価格(円)	重要物品
秋田県立美術館 公益財団法人平野政吉美術財団	1	3,228,750	美術品移動展示パネル
秋田県自然体験活動センター 八峰町	1	5,775,000	乗合自動車
秋田県青少年交流センター 一般財団法人秋田県青年会館	1	4,300,000	乗合自動車

イ 監査結果

重要物品の管理及び活用について、指摘事項はなかった。